

平成17年度第3回東京都税制調査会

議事録

日 時 平成17年11月24日(木)

場 所 都庁第1本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成17年度第3回東京都税制調査会

平成17年11月24日(木) 17:31 ~ 18:01

都庁第1本庁舎 南側33階特別会議室S6

開 会 午後5時31分

【税制調査担当副参事】 恐れ入ります。間もなく開会のお時間となりますけれども、その前にお手元に配付いたしました資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、本日の式次第がございます。その次に座席表、調査会の委員名簿、小委員会の委員名簿、それから東京都税制調査会の設置要綱、同じく東京都税制調査会運営要領、こちらをお配りしております。

次に、冊子になっております「平成17年度東京都税制調査会答申(案)の概要」、それから「平成17年度東京都税制調査会答申(案)」をお配りしております。

以上、全部で8点になりますけれども、お手元にそろっておりますでしょうか。

よろしければ、神野会長、よろしく願いいたします。

【神野会長】 それでは、第3回目になります、東京都税制調査会を開催したいと存じます。

本日は、お忙しいところをご参集いただきまして、心より御礼申し上げます。

先日の第2回目の調査会に引き続きまして、今回は今年度の答申(案)についてご審議をいただきまして、できれば、今日、まとめさせていただきたいと考えております。

それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思いますが、これ以降の議事につきましては運営要領第2の5によりまして非公開とさせていただきたいと考えております。ご異議がなければそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、非公開とさせていただきますので、これ以降の議事につきましては大変恐縮でございますが、関係以外の方につきましてはご退席をお願いしたいと存じます。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 それでは、議事に入りたいと思いますが、本年度、平成17年度東京都税制調査会答申の案について、今日、議事として審議していただくこととなりますけれども、私のほうから少しご説明させていただきたいと思います。

前回の第2回の調査会で「平成17年度東京都税制調査会答申(案)」につきまして委員の皆様から活発なご意見をいただいております。しかし、その場でも確認させていただきましたけれども、大筋ではほぼ皆様方のご了解を前回いただいたと考えております。私と事務局のほうでやや文章上の表記、てにをは、に類するものでございますけれども、それから用語の統一につきまして整理をさせていただきました。

事務局から委員の皆様方には個別にご説明に伺って、こうした答申(案)を大筋でご了解いただける

かどうかということについて事前にお話をさせていただきましたが、ほぼこの案でご理解をいただけるのではないかと思ひまして、本日は前回と文章上の表記、その他だけを改めたものを提出してございます。この答申（案）の全体につきまして、きょうご審議をいただきたいと思ひております。

特に個別に分けて議論するという事はいたしません。前回、1部、2部というふうに分けてご議論をいただきましたので、本日は全体について何か特にご意見がございましたら伺った上で意見交換を行いたいと思ひます。全体について、どなたでも結構でございますので、ご意見やご質問がございましたら賜りたいと思ひますが。

【曾根特別委員】 特別委員で参加をしております曾根です。

質問ではないのですが、前回、幾つか質問をさせていただいて、その上で、きょうは最終的に答申（案）について結論を出す予定と伺っておりますので、私どもとしての答申（案）についての意見、見解ということで述べておきたいと思ひます。

まず、都における税源の移譲とか、また法人二税の分割基準も含めた地方分権のあり方については、自治体や政府の間での財源の取り合いになってはならないこと、また税というのは、東京の場合、住んでいる人だけではなく、そこで働いている人も含めた都民全体に還元されなければならないという観点から行われるべきだと思ひております。その観点から、地方税の法人事業税については、その法人が地元で企業活動することに必要な公共サービスに対して適切な見返りを求めるという意味で税負担があるというふうに書かれておりますが、これと同時に、企業収益という形で生み出された財源をいかに公平に社会全体に還元または再配分するかという点が重要であると思ひております。

現実に地方と東京を比べた場合、企業収益や法人関係税収の総額という点では、人口対比で見ても大きな格差があるのは事実ですし、埼玉や千葉の住民の方が都内に働きに来てその利益を生み出していることを考えれば、何らかの収益の再配分の仕組みが東京都と他の地方の県との間で必要であると思ひるのは当然だと思ひます。

答申（案）では、法人事業税の分割基準見直しについて、国のやり方は理念がないと批判していますが、確かに国の見直しの論拠は、分割基準見直しの根拠として当を得ているとは言えませんから、私たちも賛成できないものです。しかし、これに反論する以前に、都としては国の法人税の見直しで、恒久減税による大企業の実質減税などに連動して、本来入るべき法人事業税が大幅に減額されており、その額は2,000億円を超えていると。特に利益が大きくふえている大企業の恒久減税は手つかずのままであることをやはりきちんと指摘して国に是正を求めることや、また都としても超過課税については10%の限度まで引き上げることなどを提言すべきだということは、前回も申し上げましたが、改めて強く要望しておきたいと思ひます。

また、今後の税源移譲の財源として消費税の税源がふさわしいとしておりますが、消費税は極めて逆進性が強く、所得の低い都民や、また中小零細業者ほど税負担が重くなることを踏まえれば、今後の税源移譲財源を消費税に求めることは都民要望に逆行すると言わざるを得ないので、この点については反対をいたします。

それから、固定資産税の見直しについてですが、固定資産税の問題点は、答申（案）にもあるように、

地価下落にもかかわらず税負担が上昇する、この問題点があることはもちろんですが、もともとバブルを頂点とする地価上昇の中で、その土地に長く住んだり、自営業など中小企業を営む人がとても払い切れない税額になっているという根深い問題があります。今回の答申（案）は、税額の逆転現象まで起こしていることへの都民の批判に対して一定の改善を提案していることは評価できますけれども、もともと税額が高過ぎる根本的な問題についてはあまり触れられておりません。この点では改めて高過ぎる税額の問題についての具体的な論議を今後一層進めていく必要があることを指摘しておきたいと思います。

また、償却資産に係る固定資産税の納税時期については、これは他の税制と合わせるよう、私ども都議会は税理士会などからも要望を受けておりますので、少なくともこの点は見直すべきと考えております。

以上、見解を申し上げます。

【神野課長】 どうもありがとうございました。

前回もご指摘いただいた点でございまして、私どものこの答申（案）と見解をやや異にする点もございしますが、改めて私のほうからこれについてご説明させていただくというよりも、ご意見として承っておいて、今後それぞれの意見がそれぞれ純化していくような方向で発展できればというふうに考えております。

何かあとほかにございますでしょうか。

【柿沢特別委員】 特別委員をさせていただいております、都議会民主党の柿沢でございます。

この際、都税調のあり方について一言だけ申し上げておきたいと思うのですが、今回の平成17年度の答申によって、これで都税調が出す答申としては多分6回目ぐらいになるのかな、たびたびの年度ごとの答申をいただいてきたわけでありましてけれども、都税調そのものが設立当初と今とは役割また意義というものがかなり変わってきているのではないだろうかという気がしております。

当初は、答申（案）にもさまざまな税目が盛り込まれて、地方自治体として東京都の課税自主権を行使してどのような税制を都としてつくっていくかということが大きな役割、そして目的だったようにも思いますが、ここ数年の答申を見ている限り、自動車税であるとか固定資産税であるとか、ある意味では法律の改正を伴わなければ制度の枠組みを変更できない事項について東京都からの見解を申し述べるとか、あるいは三位一体の改革に連動して東京都の意見を税調としてオーソライズするとか、こうした国に対して、ある意味で強制力がないというか、実効性がどれほどあるのかという動きになってしまっているような気がしてなりません。

そういう意味で、率直に言って、この東京都が税制調査会を持って活動し、提言をしていることの意義というものを一度改めて再検討してみる必要があるのではないだろうかというような思いを、今回、都税調の特別委員として初めて参加をさせていただきましたけれども、今回の答申の議論に当たって感じさせていただいたところであります。

もとより税制や、あるいは東京都の財政全体の枠組みについて、こうした有識者を含めて議論をし、方向づけをしていくということ自体は、私は何も否定するものではありませんし、こうした機関そのものはあるべきだというふうには思いますが、これを税制調査会という趣旨で行っていくことにはいささか

今後に向けて無理も生じてきているのかなという感じもいたしております。特にお答えを求めるものではありませんが、そういう意味でマンネリと惰性に陥ることなく、この都税調の設立をされた原点に立ち返って議論の枠組みを考えていただきたいということを一つの意見として申し上げて、意見といたします。

【神野会長】 ありがとうございます。

税制調査会の設置そのものについては都のほうのお考えでしょうからお譲りするとして、受けている私としては、税制調査会の趣旨は、委員がおっしゃったよりも、設立当初から国が行おうとしている税制、租税制度に対抗的な提案をしていく、地方の側から対抗的な提案をしていくという非常に大きな点が設立された趣旨だったというふうに記憶をいたしております。そういう趣旨で臨んできておりますので、国が行ってくる税制全般、とりわけ地方税について答申を出していく。もちろん、その中で東京都にかかわる税のことも重要な要素になってくるので、課税自主権を行使した提案をしてきたと考えております。

これまでも設立したときの趣旨を忘れずに、国の政策などの動向をにらみながら、都として、今回もそうですけれども、あるべき租税体系、特に国と地方の税の体系について、常に国の動き、特に今年度については三位一体の改革が進みますので、重要な点であるということ認識して税制調査会として対応したというつもりでおります。

設置趣旨その他については、むしろ事務局のほうから何かコメントをしておく必要があれば、しておいていただければと思いますが。

【税制調査担当部長】 会長がおっしゃったとおりですけれども、お手元に東京都税制調査会設置要綱をお配りしております。そこに設置目的として、「地方主権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等に関する事項を検討するため、東京都税制調査会を設置する。」これが目的でございます。所掌事項は、地方税制度の改善に関する事、国と地方の税源配分に関する事、その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関する事となっております。まさにそういうことについてご検討いただいていると。

柿沢特別委員がおっしゃられたように、都独自でできることだけでなく法律改正を伴うこともあるのです。それは単独ではできないのですけれども、そういうことも含めて税制調査会でご検討をいただいているということでございます。

【神野会長】 よろしいですか。ご意見として承っておきますが、何か……。

【柿沢特別委員】 まあ、いいです。

【神野会長】 いいですか、はい。

ほかに何かございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

【神野会長】 それでは、いろいろ有益なご意見をいただきましたことに深く感謝いたします。

この答申(案)につきまして一応ご了承いただけたというふうに受けとめて、次の段階に移らせていただこうかと思っております。

平成17年度東京都税制調査会答申(案)につきましては、この原案どおりで、「(案)」という文字を取らせていただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

ご承認をいただきましたので、原案どおり決定させていただき、「(案)」という文字を取りましたものにつきまして、後日正式なものを事務局のほうから委員の皆様方にお送りしたいと考えております。事務局から何かございますでしょうか。

【主税局長】 主税局長の菅原でございます。事務局を代表致しまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

ただいま本年度の答申をご決定いただきまして、まことにありがとうございました。

また、神野会長初め委員の皆様方には、大変お忙しい中をこの調査会の運営にご尽力、そしてご協力を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

地方分権改革の流れは、平成18年度の税制改正により実現が見込まれる3兆円の税源移譲を契機といたしまして、ようやく財政分権に向けまして動き出そうとしております。都といたしましても、これまでの東京発の改革をさらに発展させるべく、今後とも全国の自治体などと連携を図りながら、地方分権の理念に沿った改革の実現に向けまして取り組んでまいりたい、このように思っております。

委員の皆様方におかれましては、さらなる税源移譲による地方税の充実、そして真の地方自治を確立するための地方税財政制度改革につきまして各方面でのご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきますが、最後に私のほうから皆様方に御礼を申し上げたいというふうに思います。

今日、このように17年度の東京都税制調査会答申をまとめることができました。これもひとえに委員の皆様方のおかげでございますので、心より御礼を申し上げたいと思います。

それから、青木委員長を初めとして小委員会にご参加いただきました委員の方々には大変なご努力をお願いいたしました。心より御礼を申し上げたいと思います。

さらにつけ加えて、事務局の方々には本当に夜遅くまでご迷惑をおかけいたしまして、裏方の仕事として日の当たる場所の仕事ではないのですが、ご努力いただきましたおかげで本日まとめることができました。これについても深く御礼申し上げたいと思っております。

先ほど主税局長からもお話がありましたけれども、三位一体の改革が正念場を迎えて、今月末に一応まとまるということなのですけれども、まだ事態はどういう方向に動くのか、徹夜でどうやら交渉が続いているようでございます。結果はわかりませんが、少なくとも三位一体の改革が目指している方向性を見間違えないような改革ができることを願ってやまないものでございます。

この時期は、私ども21世紀になってから、改革、改革という改革の時代でございますけれども、右肩上がりの成長の時代が終わって、成長を志向していくという時代が終わったのであるとすれば、社会

の目的を成長から恐らく使命志向、それぞれ国は国の使命を、地方自治体は地方自治体の使命を、一体何だったのかと考えていくべき時代に到達したのではないかと考えております。

本年度の答申は大きく3つ、税源移譲と三位一体の改革についてのあるべき方向を示したこと、それから法人課税の分割基準の見直しについても本来の点を見誤らないように、財政調整は財政調整、分割基準は分割基準、税の配分のあり方は税の配分のあり方という本来の使命、本来の目的を見失うなということが中心になっております。固定資産税に関しても同じことでありまして、地方の基幹税目である固定資産税が納税者にとって明瞭で便宜であるように、そして自治体の裁量権を拡大できるようにということで答申をまとめております。

本日取りまとめいただいた答申が広く、都民だけではなく、国民が議論していただく素材となって共通の認識を持つことができると考えております。私どもの投げかけたこの答申が地方主権を支えていくような地方税制のあり方についての導き星になれば、これ以上の幸せはないと考えております。

どうもありがとうございました。

それでは、本日これからの予定などにつきまして事務局から連絡事項があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【税制調査担当部長】 この後この会議室におきまして、ただいまご承認をいただきました答申の手交式をとり行いたいと存じます。報道関係者にも入室していただきます。準備が整い次第始めさせていただきますので、委員の皆様には恐れ入りますが、そのままお席でお待ちくださいますようお願い申し上げます。

(報道関係者入室)

【税制調査担当部長】 それでは、これより手交式をとり行います。

なお、本日は石原知事が不在でございますので、横山副知事に代理をしていただきます。

それでは、東京都税制調査会を代表いたしまして神野会長より横山副知事に答申文をお渡ししたいと存じます。神野会長、横山副知事、よろしくお願いたします。

(答申文の手交)

【税制調査担当部長】 神野会長、ありがとうございました。

それでは、横山副知事より一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【横山副知事】 改めまして、東京都副知事の横山でございます。

ただいま神野会長から今年度の答申をちょうだいいたしました。答申をお取りまとめいただきました委員の皆様のご努力に敬意を表しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

東京都税制調査会からは平成12年度以来これまで5度にわたり答申をいただいておりますが、地方の立場から地方税財政に関する貴重な提言として、国や他の地方自治体からも注目をされております。今年度の答申は、三位一体改革における国庫補助負担金の削減問題に見られますように、本来の地方分権改革の精神が忘れ去られているような現状を踏まえ、財政分権としての税源移譲の確実な実施と、その際、地方法人課税の分割基準を不合理な財源調整の手段として用いてはならないことを改めて強くご提言をいただきました。また、市町村の基幹税目でございます固定資産税につきまして、簡素でわかり

やすく、地方の裁量を拡大するようご提言をいただいております。

東京都といたしましては、この答申でのご提言内容を真摯に受けとめまして、国に対しても主張すべきは主張し、今後とも委員の皆様からのご支援、ご協力を賜りながら、行財政運営に全力を傾けて取り組んでまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

ありがとうございました。

【税制調査担当部長】 ありがとうございました。

これにてすべての予定を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

散 会 午後6時01分